

中札内村立中札内中学校部活動外部指導者設置要綱

(設置目的)

第1条 この要綱は、「中札内村立学校における働き方改革推進プラン」及び「中札内村立学校の部活動の在り方に関する方針」に基づき、村が設置する中札内中学校（以下「中学校」という。）における部活動の指導体制の充実と教員の負担軽減の観点から、中学校に部活動外部指導者（以下、「外部指導者」という。）を設置するものとし、その活動内容、活動時間その他の活動条件に関しては、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において外部指導者とは、中学校において編成された部活動における専門的技術に関する指導を行う18歳を超えた社会人とする。

(職務)

第3条 外部指導者は非常勤とし、中学校の部活動において次の職務を行う。

- (1) 部活動における実技の指導及び助言を行うこと。
- (2) 部活動として参加する各種大会、練習試合等における実技の指導及び助言を行うこと。
- (3) その他、部活動に関すること。

(委嘱)

第4条 外部指導者は、次に掲げる要件の全てを満たす者のうちから、学校長が推薦し、教育長が委嘱する。

- (1) 学校教育に熱意と理解があり、毎年度校長が策定する「学校の部活動に係る活動方針」に基づき、部活動顧問と連携することができる者。
- (2) 部活動の位置づけ、教育的意義、生徒の発達の段階に応じた科学的な指導、安全の確保や事故発生後の対応を適切にできる者。
- (3) 生徒の人格を傷つける言動や体罰を禁じ、サービスを遵守することができる者。

(応募)

第5条 外部指導者の推薦を受け応募しようとする者は、履歴書（様式第1号）、その他教育長が必要であると認める書類を教育長に提出しなければならない。

(委嘱の通知)

第6条 教育長は、外部指導者を委嘱したときは、外部指導者委嘱通知書（様式第2号）により当該委嘱した者に通知するものとする。

(服務)

第7条 外部指導者は、その職務を遂行するにあたっては、「学校の部活動に係る活動方針」を遵守し、校長の指示に従わなければならない。

- 2 外部指導者は、校長及び部活動顧問と連携を図るとともに、「学校の部活動に係る活動方針」に沿って活動しなければならない。
- 3 外部指導者は、その職の信用を傷つけ、又はその職全体の不名誉となるような行

為をしてはならない。

- 4 外部指導者は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

(任期)

第8条 外部指導者の任期は、委嘱の日から当該年度の末日までとする。

- 2 外部指導者は、再任することができる。

(活動時間)

第9条 外部指導者の1日の活動時間は長くとも平日で2時間程度、学校の休業日(学期中の週末含む。)は3時間程度とする。ただし、必要に応じて学校長が指示することができる。

(活動場所)

第10条 外部指導者の活動場所は中学校とする。ただし、必要に応じて学校長が指示することができる。

(謝金等の支給)

第11条 外部指導者に、謝金を支給する。その額については、1時間当たり1,200円とする。ただし、一月当たりの謝金の上限は60,000円とし、部活動として参加する各種大会、練習試合等において村外へ移動を要した活動時間も含める。

(解任)

第12条 教育長は、外部指導者が心身の故障により職務の遂行に堪えないとき、その他特別の理由があると認めるときは、第8条の規定による任期の期間中において解任することができる。

(辞任)

第13条 外部指導者は、任期中において自己の都合により辞任しようとするときは、辞任しようとする日の30日前までに、外部指導者辞任届(様式第3号)を教育長に提出しなければならない。

(実績報告)

第14条 中学校の校長は、活動時間における外部指導者の毎月の活動実績について、外部指導者活動実績簿(様式第4号)により教育長に提出するものとする。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか外部指導者の活動に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この訓令は、令和6年11月1日から施行する。

附 則

この訓令は、令和7年6月2日から施行する。